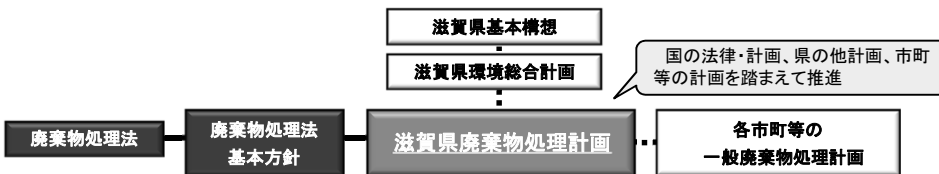


第四次滋賀県廃棄物処理計画(案)【概要版】

環境・農水常任委員会資料
平成28年(2016年)6月16日(水)
琵琶湖環境部循環社会推進課

第1章 計画策定の趣旨等

- 本県の廃棄物処理および資源循環を総合的に推進する計画。
- 廃棄物処理法に基づき都道府県に策定が義務付けられた計画(=法定計画)であり、同法に基づき国が策定する廃棄物処理法基本方針に即して策定するもの。
- 第三次計画を改定し、第四次計画(H28年度～H32年度)を策定するもの。



第2章 本県の現状と課題

一般廃棄物の排出量・処理量等

- 排出量は近年やや増加したが、H26には再び減少するなど減少傾向にあるが、さらなる削減に向け、引き続き発生抑制に係る取組(容器包装廃棄物削減、リユース推進、「食品ロス」削減など)が必要。
- 容器の軽量化、スーパー等の資源回収の影響もあり、再生利用率は低下が続いていたが、H26には上昇。引き続き再生利用に係る取組(紙ごみ分別徹底、グリーン購入推進、各種リサイクル制度の啓発など)が必要。

		実績								傾向 H20→H26	将来予測 (H32)	三次計画 目標値	達成状況
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26					
ごみ総排出量	万t	47.5	46.5	45.5	45.4	45.4	45.7	44.1	↘	45.1	—	—	
1人1日当たりごみ排出量(旧定義)	g	938	918	896	887	892	895	866	↘	885	910	達成	
総資源化量	万t	9.4	9.0	8.7	8.7	8.6	8.7	9.1	↘	8.9	—	—	
再生利用率	%	19.8	19.5	19.0	18.8	19.0	19.1	21.0	↗	19.6	—	—	
最終処分量	万t	5.6	5.4	5.2	5.0	5.0	5.0	4.8	↘	4.9	—	—	
1人1日当たり最終処分量(旧定義)	g	110	107	103	98	99	98	94	↘	97	95	達成	
マイバッグ持参率(レジ袋辞退率)	%	—	—	—	49	52	89.2	89.6	↗	—	80	達成	

※旧定義・新定義:H24より総人口の定義が変更。
※過去のからの変動推移をみるため、ここには1人1日当たりの数値を旧定義で記載。

産業廃棄物の排出量・処理量等

- 排出量は概ね横ばいであったが、将来推計では増加の見込み(H26:361万t⇒H32:369万t)であり、引き続き発生抑制に係る取組(事業者への普及啓発や、企業等による発生抑制に係る取組への支援など)が必要。
- 再生利用率は近年上昇傾向にあった(H22:44%⇒H26:46%)が、H25に比べ低下しており、引き続き再生利用に係る取組(事業者への普及啓発、資源化に係る企業の取組の支援、リサイクル製品の利用促進など)が必要。

		実績								傾向 H20→H26	将来予測 (H32)	三次計画 目標値	達成状況
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26					
総排出量	万t	389	373	360	376	360	366	361	↘	369	—	—	
再生利用量	万t	179	172	159	174	172	177	167	↘	176	—	—	
再生利用率	%	46	46	44	46	48	48	46	→	48	—	—	
最終処分量	万t	11.2	9.6	8.7	9.0	8.5	7.9	8.6	↘	8.5	10	達成	

廃棄物の適正処理

【廃棄物処理】

- 県民の生活環境に影響を及ぼさないよう引き続き処理施設等への監視指導の徹底等が必要。
- 各市町等の一般廃棄物処理施設について地球温暖化防止に配慮した省エネ・創エネ型の処理施設が必要。
- 県内唯一の管理型産廃処分場である『クリーンセンター滋賀』の残余容量が減少。
- 水銀による環境の汚染防止に関する法律の制定を踏まえ、水銀廃棄物の適正処理が必要。
- 国において処分期限が定められ、PCB廃棄物はH38年度(高濃度PCBはH33年度)までの処分完了が必要。

【災害廃棄物の処理体制】

- 災害時に大量発生する廃棄物は復旧・復興の支障となるため迅速・円滑な処理体制を整えておく必要あり。

【不法投棄等】

- 不法投棄等の発生件数は、減少しつつあるが、依然として跡を絶たない状況。

		実績								傾向 H20→H26	三次計画 目標値	達成状況
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27			
廃棄物処理施設・産廃処分業者への立入検査実施率	%	87	100	100	99.7	100	100	100	100	↗	100	達成
電子マニフェスト利用率	%	17	24	28	33	37	40	41	—	↗	50	未達成
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	%	70	80	76	78	86	89	85	87	↗	80	達成
定点観測による散在性ごみ個数	個	16	12	14	15	16	11	13	10	↘	12.6	達成

第3章 計画の基本方針および目標

計画の基本方針

➤より一層のごみ減量と温室効果ガス削減を含めた環境負荷の低減に向けた2R(リデュース・リユース)の取組強化およびリサイクルの推進 ※リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)

➤県民の安全・安心な暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進

➤多様な主体が廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」と捉え、適切な役割分担のもと、連携・協働して取組を推進

計画の目標

(1) 廃棄物の減量に係る目標

①一般廃棄物

目標項目	現状	将来予測	目標値
1人1日当たりごみ排出量	851g(H26) 866g※	870g(H32)	820g(H32)
1人1日当たり最終処分量	92g(H26) 94g※	95g(H32)	82g(H32)

※「現状」の上段は新定義による。下段は旧定義による。

②産業廃棄物

目標項目	現状	将来予測	目標値
産廃の最終処分量	8.6万t(H26)	8.5万t(H32)	7.4万t(H32)

(2) 取組に係る目標

目標項目	現状	目標値等
マイバッグ持参率(レジ袋辞退率)	88.7%(H27)	80%以上(計画期間中)
電子マニフェスト利用率	40.8%(H26)	50%以上(計画期間中)
廃棄物処理施設・産廃処分業者への立入検査実施率	100%(H27)	100%(計画期間中)
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	86.8%(H27)	85%以上(計画期間中)
定点観測による散在性ごみ個数	10個(H27)	11.3個以下(計画期間中)
「滋賀県災害廃棄物処理計画」の策定	未策定(H27)	計画策定(H29)

第4章 目標達成に向けた施策の方向性

2R(リデュース・リユース)の取組強化およびリサイクルの推進

【リデュース】

- 容器包装廃棄物の削減推進(レジ袋削減、マイボトルの利用促進等)
- グリーン購入推進(容器や包装などの少ない物の購入等)
- 食品ロス削減推進(食べかすの普及啓発等)
- リデュースに係る普及啓発
- 産廃の発生抑制に係る研究開発・施設整備促進 等

【リユース】

- リユース品の交換等の推進(市町や民間の取組の促進、リユースショップ・修理取扱店の情報提供)
- リユース推進に係る普及啓発 等

【リサイクル】

- 県民・事業者へのリサイクルに係る普及啓発(紙ごみ等の分別徹底等)
- 市町へのリサイクル施策に係る情報提供
- 多様な資源回収ルートの利用促進(店頭回収の利用促進等)
- グリーン購入推進(リサイクル製品等の優先購入)
- 産廃の資源化に係る研究開発・施設整備の促進
- 滋賀県リサイクル認定製品の利用促進
- 各種リサイクル制度の適正な運用
- 小型家電リサイクル制度に係る普及啓発 等

県民の安全・安心な暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進

【一般廃棄物の適正処理】

- 一般廃棄物処理施設の整備等(市町による省エネ・創エネ型の施設整備、適正な維持管理等)
- 一般廃棄物処理施設の監視指導
- 公共関与の最終処分場の確保(大阪湾フェニックス事業の運営に関与)
- 水銀廃棄物の適正処理(市町等への適正処理に係る情報提供)

【生活排水の適正処理】

- 汚水処理施設整備構想に基づく汚水処理施設の整備等
- し尿処理施設の適正な運用

【災害廃棄物の適正処理】

- 災害廃棄物処理体制の充実強化(市町等・事業者団体との災害時における連携協力、市町等への情報提供、災害廃棄物処理計画の策定)
- 都道府県域を超える非常災害発生時における災害廃棄物処理に係る連携協力の推進(地域ブロック協議会での検討)

【産業廃棄物の適正処理】

- 排出事業者への普及啓発
- 処理施設・処理業者の指導等
- PCB廃棄物の期限内処理(PCB保有事業者の掘り起こし、指導等)
- 水銀廃棄物等の適正処理(関係法令・処理基準に基づく指導等)
- 公共関与の最終処分場の確保(長く大事に使う方針のもとクリーンセンター滋賀の運営に関与)
- 電子マニフェストの普及拡大

【その他】

- 散在性ごみ対策
- 不法投棄対策
- RDエンジニアリング社最終処分場問題への対応

その他循環型社会の進展につなげる施策の推進

- 環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画(グリーンオフィス滋賀)の運用
- 公共施設等の老朽化対策(長寿命化)
- 環境関連産業の振興
- バイオマスの利活用の推進
- 環境学習の推進
- 環境に配慮した消費者行動の促進

第5章 計画の推進体制および進行管理

- 一廃は廃棄物適正管理協議会(県・市町・一部事務組合で構成)で情報交換しながら取組を推進。産廃は天津市と連携し取組を推進。
- 計画の目標や取組状況を毎年度把握し、達成状況を検証し、結果の公表など「計画の見える化」を推進。